

## 役員報酬規程

### (総則)

第一条 この規程は特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム(以下、「当法人」という)の定款第19条第3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償等に関して、基本事項を定める。

### (報酬)

第二条 当法人の役員には、当分の間報酬の支給は行わないものとする。

2 前項の規程にかかわらず、役員には、理事会の決議を経て、定款第19条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

### (費用弁償)

第三条 当法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費(別に定める内国旅費規程、外国旅費規程に基づく。)及び手数料等の経費をいう。)については、当該役員より請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (改廃)

第四条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

### (補足)

第五条 この規程に定めるもののほか必要な事項は代表理事が別に定める。

### 附則

1. この規程は2013年度第4回理事会の承認を経て、2014年3月5日から施行する。
2. この規程は2020年度第2回理事会の承認を経て、2020年6月1日から施行する。

# 給与規程

特定非営利活動法人  
ジャパン・プラットフォーム

# 給 与 規 程

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この給与規程（以下、規程という。）は、就業規則第 4 7 条（賃金）の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 5 条（適用範囲）に定める職員に適用する。但し、パートタイマー、アルバイト等については別に定める個別労働契約によるものとする。

(給与の原則)

第 3 条 給与は職員の遂行した職務の質と量および責任の度合いとに応じて支払うことを原則とする。

## 第 2 章 賃 金

### 第 1 節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第 4 条 賃金は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、法令で定められたもの、および職員の過半数の代表と協定したものは控除する。なお、職員の同意を得た場合は、本人の指定する金融機関等の口座への振込みにより賃金の支払いを行う。

(賃金の控除)

第 5 条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (ア) 源泉所得税
- (イ) 住民税
- (ウ) 健康保険および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (エ) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (オ) その他、職員過半数の代表者と協定したもの

(賃金の計算期間および支払日)

第 6 条 賃金は、毎月末をもって締切り、当月初よりその月の月末までの分を翌月の 1 5 日に支払う。ただし、賃金支払日が休日にあたる場合は、その前日に支払う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときは、その職員の遺族又はその職員の収入によって生計を維持されていた者。）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。但し、本人死亡の時の支払を受けるべき順位は、法令の定めるところによる。

- (ア) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (イ) 本人またはその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼または葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (ウ) その他特別の事情がある場合で、J P F が必要と認めたとき

(賃金の計算方法)

第 7 条 賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合は、その月の賃金を次の算式により日割計算して支払う。但し、通勤手当については、第 1 4 条第 2 項ただし書に定める通りとする。

(基本給+諸手当)

$$\frac{\text{基本給+諸手当}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$$

(欠勤等の扱い)

第 8 条 欠勤、については、次の算式により算出した額を差し引くものとする。但し、賃金計算期間の

全部を休業した場合は、賃金月額のをすべてを支給しないものとする。

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

(遅刻等の扱い)

第 9 条 遅刻、早退および私用外出をした場合の時間については、原則、差し引かないものとする。但し、1ヶ月の遅刻、早退及び私用外出の合計時間数が、1日の所定労働時間以上となったときは、所定労働時間単位ごとに次の算式により算出した額を差し引くものとする。

基本給

$$\frac{\text{基本給}}{\text{月間平均所定労働日数}} \times \text{不就労日数相当日数}$$

(休暇休業等の賃金)

第 10 条 年次有給休暇および就業規則第 4 3 条 (特別休暇) の (ア) から (エ) ならびに (ク) に定める特別休暇の期間は、所定労働時間の勤務をしたときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇および休業期間等は無給とする。

- (ア) 産前産後休業
- (イ) 育児・介護休業期間
- (ウ) 育児時間
- (エ) 生理日の措置の日または時間
- (オ) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (カ) 就業規則第 5 1 条 (休職期間) に定める休職期間

3 JPF の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の 6 割とする。

4 前項に定める平均賃金は、法令で定める方式により算出した金額とする

## 第 2 節 月例賃金

(給与の構成)

第 11 条 給与の構成は次の通りとする。

給与	基本給	基礎給	
		職能給	
		役割給	
	超過勤務手当	時間外手当	時間外保障手当
			時間外保障超過手当
		深夜手当	
		休日手当	
	基準外手当	家族手当	
		通勤手当	
		単身赴任手当	
	基準内手当	海外勤務手当	
		ハードシップ手当	
		在宅勤務手当	
その他手当			

(基本給)

第 12 条 基本給とは、基礎給、職能給、役割給で構成する。

2 基本給は、JPF の支払い能力、職務遂行能力、職責などを総合的に考慮して、雇用契約締結の際に所定の手続きをもって決定する。

- (ア) 基礎給 就業規則第 29 条に定める労働時間に対して支払われる賃金 (別表 1)
- (イ) 職能給 資格等級及び資格階級に応じて支払われる賃金 (別表 2)
- (ウ) 役割給 役割等級及び役割階級に応じて支払われる賃金 (別表 3)

(家族手当の支給範囲)

第13条 職員が次の各号に掲げる家族を扶養しているときは、家族手当を支給する。

(ア) 配偶者(内縁を含まない。) 月額13,000円

(イ) 満22歳未満の子(ただし、同一戸籍内にある者。)

扶養第1位の子 月額6,000円

扶養第2位以降の子 月額5,000円

2 前項の家族手当は、その月の1日現在の扶養家族につき支払うものとし、その月の月の全就業日を欠勤した場合は、これを支給しない。

3 扶養家族に異動が生じた場合は、異動の事実を証明する書類を添付し、2週間以内に届出なければならない。届出を怠った場合は、増額の分については届出の翌月より支払い、減額の分については過払分を返還しなければならない。

(通勤手当)

第14条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費を支給する。なお、1ヶ月の定期代相当額の通勤手当を超える場合は、1ヶ月の定期代相当額を支給する。但し、通勤の経路および方法は、最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、1ヵ月5万円を限度に支給する。

2 前項に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から、支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、賃金計算期間の途中に入社、退職、休職または復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、実費をもって計算する。

3 通勤経路を変更するとき、または通勤距離に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

4 前項の届出を怠ったとき、または不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第78条(懲戒の事由)に基づき制裁処分を行うことがある。

(単身赴任手当)

第15条 国内赴任規程及び海外勤務規程に定める各事業所への赴任の際に、同居の家族を帯同せず、職員が単独で赴任する場合は、当該家族に対し月額15,000円の単身赴任手当を支給する。

(海外勤務手当)

第16条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、月額10,000円の海外勤務手当を支給する。

(ハードシップ手当)

第17条 海外勤務規程に定める海外勤務者に対し、海外勤務規程に定める赴任地域に応じて、ハードシップ手当を支給する。

(ア) 地域A 月額30,000円

(イ) 地域B 月額20,000円

(ウ) 地域C 月額10,000円

(在宅勤務手当)

第18条 JPFが在宅勤務者として承認した者に対し、在宅勤務に伴って発生する光熱費、通信費、在宅勤務環境の整備費用等の補助を目的とする在宅勤務手当を月額3,000円支給する。

(超過勤務手当)

第19条 超過勤務手当とは、時間外手当、深夜手当、休日手当をいう。ただし、就業規則第40条(管理者の適用除外)に該当する者は、その時間外、休日に関する割増賃金は適用しない。

(ア) 時間外手当

時間外手当とは、時間外保障手当、時間外保障超過手当をいう。

① 時間外保障手当

以下の算式により算出した額を時間外勤務保障手当として支給する。

(基本給+基準内手当)

$$\frac{\text{基本給+基準内手当}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.00 \times 20\text{時間}$$

② 時間外保障超過手当

以下の算式により算出した額が、前号で定めた時間外勤務保障手当の額を超過した場合、その差額を時間外勤務保障超過手当として支給する。

1日の労働時間が8時間超えの時間外労働時間数

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$$

(イ) 休日手当

各月の所定労働日数以上労働させたときは、次の算式により算出した休日手当を支給する。

① 法定の休日勤務の場合

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

② 法定以外の休日勤務の場合

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{休日出勤労働時間数}$$

(ウ) 深夜手当

深夜時間帯(22時から5時まで)に労働させたときは、次の算式により算出した深夜手当を支給する。

$$\frac{\text{(基本給+基準内手当)}}{\text{月間所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(賃金の改定)

第20条 賃金の改定については、雇用契約締結および雇用条件提示の際に行うものとする。

2 JPFの事情および社会情勢の変化によっては、職員に一律降給を行うことがある。

### 第3章 賞与

(賞与)

第21条 JPFは、各期の業績等を勘案して、支給時に在職している職員に対し、賞与を支給することがある。但し、JPFの業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、または支給しないことがある。

2 賞与は、所定の手続きに基づき支給する。

3 賞与支給額は基礎給を基本として算出する

(附 則)

- 1 この規程は2009年4月1日から施行する。
- 2 この規程は2010年4月1日に一部改正する。
- 3 この規程は2012年1月1日に一部改正する。
- 4 この規程は2012年9月1日に一部改正する。
- 5 この規程は2013年4月1日に一部改正する。
- 6 この規程は2016年7月1日に一部改正する。
- 7 この規程は2017年7月1日に一部改正する。
- 8 この規程は2023年4月1日に一部改正する。

別表1：基礎給

職層	職位	資格等級	金額
管理職	部長・副部長	M4	316,000～321,000
一般職	リーダー	G3	276,300～297,600
	スタッフ	G2・G1	185,000～260,100

別表2：職能給

資格等級	階級（レンジ）	金額
M4	27～32	60,000～81,000
G3・G2・G1	1～26	1,700～57,000

別表3：役割給

役割等級	階級（レンジ）	金額
JG-2・1	Y1～Y6	25,000～30,000
JG-A	19～26	7,200～9,800
	1～18	300～6,800

\*基礎給・職能給・役割給は、年度ごとに改定することを考慮する

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	事業年度	令和4年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	18,905,000 円
受取補助金等収入	8,137,360,494 円
受取寄付金等収入	785,999,597 円
その他の事業費収入	17,742,748 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	8,960,007,839 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当なし	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当なし



2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		8,101,502,000 円	受取補助金
		134,182,022 円	受取寄付金
		61,885,628 円	受取助成金
		50,000,000 円	受取寄付金
		38,521,870 円	受取寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		2,830,625,676 円	助成金
		960,493,894 円	助成金
		817,538,913 円	助成金
		639,039,147 円	助成金
		476,060,193 円	助成金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		ファンドレイジングアドバイザー 業務委託費	令和4年4月1日~ 令和5年3月31日	1,578,420円	業務委託契約書に基づく、月額128,170円+交通費実費
		法的アドバイス	令和4年4月1日~ 令和5年3月31日	396,000円	法律顧問契約書に基づく、月額33,000円
		書類作成/法律相談	令和5年3月30日	235,000円	請求書に基づく
		登壇	令和4年5月13日 令和4年6月17日 令和4年7月27日 令和4年8月25日	30,000円	登壇謝礼 諸謝金
		登壇	令和4年9月9日 令和5年2月9日	30,000円	登壇謝礼 諸謝金
		登壇	令和4年9月9日 令和4年7月27日 令和4年8月25日 令和4年11月10日	85,000円	登壇謝礼 諸謝金
		登壇	令和4年6月17日 令和4年11月24日 令和4年12月9日	40,000円	登壇謝礼 諸謝金
		登壇	令和4年7月1日	10,000円	登壇謝礼 諸謝金
		委員謝金	令和4年4月20日~ 令和5年2月22日	100,000円	事業審査委員謝金
		委員謝金	令和4年4月20日~ 令和5年2月22日	60,000円	事業審査委員謝金

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏 名	寄 附 金 額	受 領 年 月 日
該当なし	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	
-----	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1) 「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
該当なし					

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
38 人	160,496,686 円



## 5 支出した寄附金に関する事項【⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日】

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
令和4年4月7日			助成金	20,000,000円
令和4年4月7日			助成金	20,000,000円
令和4年4月11日			助成金	16,197,445円
令和4年4月13日			助成金	30,000,000円
令和4年4月13日			助成金	34,616,714円
令和4年4月20日			助成金	30,000,000円
令和4年4月28日			助成金	20,222,772円
令和4年5月10日			助成金	17,480,088円
令和4年5月12日			助成金	230,509,355円
令和4年5月12日			助成金	46,335,700円
令和4年5月12日			助成金	50,000,000円
令和4年5月18日			助成金	1,468,000円
令和4年5月23日			助成金	64,462,785円
令和4年5月27日			助成金	2,449,000円
令和4年5月27日			助成金	29,999,908円
令和4年5月31日			助成金	2,323,060円
令和4年6月6日			助成金	2,695,000円
令和4年6月7日			助成金	181,285,783円
令和4年6月17日			助成金	64,762,698円
令和4年6月28日			助成金	10,000,000円
令和4年6月29日			助成金	8,805,494円
令和4年6月30日			助成金	286,424,182円
令和4年7月1日			助成金	93,064,837円
令和4年7月12日			助成金	2,991,000円
令和4年7月12日			助成金	2,014,000円
令和4年7月20日			助成金	67,336,321円
令和4年7月20日			助成金	4,357,500円
令和4年7月20日			助成金	3,878,900円
令和4年7月21日			助成金	4,566,000円
令和4年7月21日			助成金	29,319,347円
令和4年7月21日			助成金	2,540,788円
令和4年7月25日			助成金	102,501,029円
令和4年7月27日			助成金	27,741,026円
令和4年7月29日			助成金	1,160,000円
令和4年7月29日			助成金	2,695,000円
令和4年8月2日			助成金	1,468,000円
令和4年8月2日			助成金	64,876,415円
令和4年8月2日			助成金	61,143,934円
令和4年8月9日			助成金	8,926,844円

## 5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和4年8月10日			助成金	38,588,155円
令和4年8月10日			助成金	47,647,462円
令和4年8月10日			助成金	2,869円
令和4年8月15日			助成金	37,940,771円
令和4年8月15日			助成金	2,869円
令和4年8月17日			助成金	36,304,799円
令和4年8月25日			助成金	44,979,683円
令和4年8月25日			助成金	3,204,817円
令和4年8月26日			助成金	11,383,263円
令和4年8月30日			助成金	67,937,706円
令和4年8月30日			助成金	58,756,572円
令和4年8月31日			助成金	30,000,000円
令和4年8月31日			助成金	29,907,707円
令和4年8月31日			助成金	2,540,788円
令和4年9月2日			助成金	109,680,762円
令和4年9月2日			助成金	41,985,816円
令和4年9月6日			助成金	2,014,000円
令和4年9月6日			助成金	2,991,000円
令和4年9月7日			助成金	33,293,017円
令和4年9月7日			助成金	27,251,632円
令和4年9月7日			助成金	2,540,788円
令和4年9月8日			助成金	59,723,321円
令和4年9月8日			助成金	29,992,592円
令和4年9月8日			助成金	29,812,858円
令和4年9月8日			助成金	66,393,605円
令和4年9月9日			助成金	9,999,993円
令和4年9月14日			助成金	7,545,951円
令和4年9月15日			助成金	10,000,000円
令和4年9月16日			助成金	53,235,044円
令和4年9月20日			助成金	42,850,966円
令和4年9月20日			助成金	3,204,817円
令和4年9月20日			助成金	20,142,047円
令和4年9月22日			助成金	52,317,199円
令和4年9月27日			助成金	25,620,319円
令和4年9月27日			助成金	43,541,345円
令和4年9月28日			助成金	26,448,954円
令和4年9月28日			助成金	55,699,496円
令和4年10月5日			助成金	48,291,595円
令和4年10月5日			助成金	27,775,088円

## 5 支出した寄附金に関する事項【⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日】

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和4年10月5日			助成金	34,464,265円
令和4年10月6日			助成金	39,114,570円
令和4年10月6日			助成金	218,695,842円
令和4年10月6日			助成金	48,291,170円
令和4年10月6日			助成金	48,057,252円
令和4年10月11日			助成金	52,000,000円
令和4年10月13日			助成金	50,821,183円
令和4年10月14日			助成金	5,383,747円
令和4年10月14日			助成金	40,000,000円
令和4年10月17日			助成金	49,726,927円
令和4年10月17日			助成金	15,142,047円
令和4年10月17日			助成金	26,850,617円
令和4年10月18日			助成金	14,630,364円
令和4年10月18日			助成金	30,000,000円
令和4年10月18日			助成金	187,529,690円
令和4年10月19日			助成金	19,999,953円
令和4年10月19日			助成金	214,367,963円
令和4年10月19日			助成金	29,651,338円
令和4年10月19日			助成金	5,389,450円
令和4年10月19日			助成金	66,063,201円
令和4年10月24日			助成金	123,575,225円
令和4年10月24日			助成金	2,935,000円
令和4年10月24日			助成金	4,357,500円
令和4年10月26日			助成金	3,878,900円
令和4年10月27日			助成金	33,326,492円
令和4年10月27日			助成金	4,566,000円
令和4年10月28日			助成金	51,978,228円
令和4年10月31日			助成金	43,333,333円
令和4年11月1日			助成金	5,630,000円
令和4年11月2日			助成金	30,000,000円
令和4年11月7日			助成金	46,898,473円
令和4年11月7日			助成金	50,000,000円
令和4年11月8日			助成金	30,584,146円
令和4年11月8日			助成金	2,540,789円
令和4年11月9日			助成金	50,000,000円
令和4年11月10日			助成金	45,960,672円
令和4年11月10日			助成金	68,388,745円
令和4年11月9日			助成金	5,984,400円



## 5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和4年11月15日			助成金	30,319,013円
令和4年11月21日			助成金	5,000,000円
令和4年11月21日			助成金	19,999,785円
令和4年11月24日			助成金	5,000,000円
令和4年11月24日			助成金	48,624,135円
令和4年11月25日			助成金	40,000,000円
令和4年11月30日			助成金	58,000,000円
令和4年11月30日			助成金	30,000,000円
令和4年12月5日			助成金	5,000,000円
令和4年12月7日			助成金	62,000,000円
令和4年12月7日			助成金	10,000,000円
令和4年12月12日			助成金	69,476,073円
令和4年12月12日			助成金	4,030,450円
令和4年12月13日			助成金	52,000,000円
令和4年12月14日			助成金	83,000,000円
令和4年12月16日			助成金	213,727,098円
令和4年12月21日			助成金	131,544,911円
令和4年12月22日			助成金	58,000,000円
令和4年12月22日			助成金	64,160,257円
令和4年12月26日			助成金	56,546,949円
令和4年12月26日			助成金	35,671,659円
令和5年1月5日			助成金	53,333,333円
令和5年1月11日			助成金	5,353,618円
令和5年1月13日			助成金	53,333,333円
令和5年1月16日			助成金	48,944,820円
令和5年1月26日			助成金	50,121,380円
令和5年1月31日			助成金	121,524,951円
令和5年2月8日			助成金	116,143,643円
令和5年2月9日			助成金	403,203,004円
令和5年2月9日			助成金	43,333,333円
令和5年2月16日			助成金	50,353,769円
令和5年2月21日			助成金	24,664,662円
令和5年2月22日			助成金	136,489,142円
令和5年2月24日			助成金	5,000,000円
令和5年2月24日			助成金	5,000,000円
令和5年3月3日			助成金	2,982,600円
令和5年3月3日			助成金	71,454,532円
令和5年3月3日			助成金	60,814,825円

## 5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
令和5年3月3日			助成金	20,000,000円
令和5年3月7日			助成金	20,000,000円
令和5年3月7日			助成金	25,000,000円
令和5年3月9日			助成金	31,447,700円
令和5年3月9日			助成金	19,999,926円
令和5年3月9日			助成金	30,696,507円
令和5年3月16日			助成金	58,000,000円
令和5年3月16日			助成金	52,000,000円
令和5年3月16日			助成金	5,000,000円
令和5年3月22日			助成金	36,000,000円
令和5年3月22日			助成金	29,999,995円
令和5年3月23日			助成金	43,005,413円
令和5年3月23日			助成金	31,163,638円
令和5年3月27日			助成金	27,263,303円
令和5年3月27日			助成金	30,000,000円
令和5年3月27日			助成金	25,756,393円
令和5年3月28日			助成金	31,888,642円
令和5年3月28日			助成金	33,136,357円
令和5年3月28日			助成金	51,904,396円
令和5年3月28日			助成金	26,318,544円
令和5年3月28日			助成金	20,000,000円
令和5年3月28日			助成金	107,250,000円
令和5年3月28日			助成金	63,055,000円
令和5年3月28日			助成金	21,079,815円
令和5年3月28日			助成金	24,620,190円
令和5年3月28日			助成金	35,100,299円
令和5年3月29日			助成金	287,923,358円
令和5年3月29日			助成金	68,250,000円
令和5年3月29日			助成金	26,347,500円
令和5年3月29日			助成金	22,824,764円
令和5年3月30日			助成金	19,249,118円
令和5年3月30日			助成金	48,095,604円
令和5年3月30日			助成金	24,709,500円
令和5年3月30日			助成金	11,960,000円
令和5年3月30日			助成金	43,333,332円
令和5年3月31日			助成金	35,078,000円
令和5年3月31日			助成金	87,000,000円
令和5年3月31日			助成金	19,548,095円
令和5年3月31日			助成金	53,333,333円

## 5 支出した寄附金に関する事項〔⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日〕

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の 目的等	支出した 寄附金額
合計				8,673,776,070円

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
2022/4/7	業務委託料 USD 2,500.00-	311,650円
2022/4/7	業務委託料 USD 1,400.00-	174,524円
2023/4/8	業務委託料 USD 1,400.00-	174,706円
2022/4/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	109,808円
2022/4/15	業務委託料 USD 1,400.00-	178,318円
2022/4/18	業務委託料 USD 446.58-	57,019円
2022/4/18	業務委託料 USD 2,660.05-	339,635円
2022/4/18	業務委託料 USD 5,936.00-	757,908円
2022/4/19	業務委託料 USD 5,386.50-	691,411円
2022/4/26	業務委託料 USD 7,390.00-	950,354円
2022/5/2	業務委託料 USD 35,403.20-	4,641,359円
2022/5/18	セキュリティレポート EUR 800.00-	110,448円
2022/5/18	業務委託料 USD 3,153.50-	410,995円
2022/5/19	業務委託料 USD 3,338.20-	431,996円
2022/5/20	業務委託料 USD 3,561.00-	458,834円
2022/5/20	業務委託料 USD 4,488.75-	578,375円
2022/5/23	業務委託料 USD 1,400.00-	180,292円
2022/5/23	業務委託料 USD 14,578.50-	1,877,419円
2022/5/26	業務委託料 USD 1,400.00-	179,914円
2022/5/26	会費 EUR 1,000.00-	137,990円
2022/6/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	114,384円
2022/6/13	業務委託料 USD 6,492.50-	882,980円
2022/6/24	会費 CHF 1,000.00-	141,490円
2022/7/11	業務委託料 USD 4,637.50-	637,517円
2022/7/11	セキュリティレポート EUR 800.00-	112,072円
2022/7/27	業務委託料 GBP 40,598.00-	6,863,497円
2022/8/18	セキュリティレポート EUR 800.00-	111,144円
2022/8/23	業務委託料 USD 5,194.00-	718,330円
2022/8/29	業務委託料 USD 7,390.00-	1,029,722円
2022/8/31	業務委託料 USD 20,104.00-	2,807,121円
2022/9/6	業務委託料 USD 35,741.20-	5,049,159円
2022/9/6	業務委託料 USD 16,930.00-	2,391,701円
2022/9/15	業務委託料 USD 4,637.50-	669,376円

6 海外への送金等に関する事項〔⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日〕

実施日	使 途	金 額
2022/9/15	セキュリティレポート EUR 800.00-	115,576円
2022/9/16	業務委託料 USD 4,488.75-	646,873円
2022/9/16	業務委託料 USD 6,900.00-	994,359円
2022/9/22	業務委託料 USD 15,599.00-	2,269,810円
2022/10/13	業務委託料 USD 3,339.00-	493,971円
2022/10/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	115,328円
2022/10/19	業務委託料 USD 7,200.00-	1,081,584円
2022/10/24	業務委託料 USD 6,900.00-	1,035,207円
2022/11/10	業務委託料 USD 19,438.00-	2,865,355円
2022/11/14	業務委託料 USD 4,452.00-	625,951円
2022/11/14	業務委託料 USD 900.00-	126,540円
2022/11/14	セキュリティレポート EUR 800.00-	116,528円
2022/11/18	業務委託料 USD 19,800.00-	2,797,542円
2022/12/7	業務委託料 USD 13,897.00-	1,922,094円
2022/12/8	業務委託料 USD 4,637.50-	637,980円
2022/12/8	セキュリティレポート EUR 800.00-	115,960円
2022/12/9	業務委託料 USD 18,570.00-	2,561,731円
2023/1/13	業務委託料 USD 1,855.00-	241,669円
2023/1/13	セキュリティレポート EUR 800.00-	113,424円
2023/1/30	業務委託料 USD 7,199.00-	943,860円
2023/2/9	業務委託料 USD 2,226.00-	295,256円
2023/2/9	セキュリティレポート EUR 800.00-	114,032円
2023/3/7	セキュリティレポート EUR 800.00-	117,512円
2023/3/10	業務委託料 USD 9,229.90-	1,264,588円
2023/3/14	業務委託料 USD 2,968.00-	398,335円
2023/3/31	業務委託料 GBP 29,398.00-	4,984,724円
合計		61,277,237円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉓	令和4年4月1日～令和5年3月31日	13人	0人	0%	0人	0%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉗	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。





関戸 博高		理事								H18. 7. 19 就 任 R04. 5. 31 辞 任
杉本 宏美 (天花寺宏美)		理事								H29. 5. 31 就 任
堀江 良彰		理事								H30. 5. 30 就 任
横尾 博		理事								H28. 5. 30 就 任 R04. 5. 31 退 任
石井 宏明		理事								R01. 5. 30 就 任 R04. 5. 31 退 任
エディ 操		理事								R03. 5. 31 就 任
濱田 敬子		理事								R03. 5. 31 就 任
堀場 明子		理事								R03. 5. 31 就 任
田中 英隆		監事								R03. 5. 31 就 任
品田 和之		監事								R01. 5. 30 就 任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 監事の監査報告書

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井 秀哉 殿

代表理事 上島 安裕 殿

監事 品田 和之

監事 田中 英隆

私たち監事は、特定非営利活動促進法18条の規定に基づき、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2022年（令和4年）4月1日から2023年（令和5年）3月31日までの第22期の業務監査及び会計監査を行った。その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1. 監査の方法

##### (1) 業務監査（理事の業務執行状況に関する監査）

理事の業務執行の状況に関しては、理事会他の会議に出席し、執行状況と決裁書類等を閲覧した。必要と認められる場合には質問を行い、意見を聴取した。

##### (2) 会計監査（財産の状況に関する監査）

財産の状況に関する監査に当たっては、独立監査人と連携し、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書等）や帳簿等の閲覧、照合、及び質問を行った。

#### 2. 監査の結果

(1) 理事の業務は適正に執行されており、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実はないと認める。

(2) 財務諸表は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準に準拠しており、収支計算書については規定どおり適正に作成され、法人の財産の状況を正しく示しているものと認める。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井秀哉 殿

代表理事 上島安裕 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

## <財務諸表等監査>

### 監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項－財務諸表等の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財務諸表等は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### <財産目録に対する意見>

##### 財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2023年3月31日現在の第22事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

##### 強調事項－財産目録の作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

##### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

##### 配布及び利用制限

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

##### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

代表理事 永井秀哉 殿

代表理事 上島安裕 殿

指定有限責任社員  
公認会計士  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームの2022年4月1日から2023年3月31日までの第22事業年度の収支計算書（収支計算書に対する注記を含み、予算を除く。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の収支計算書が、全ての重要な点において注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「収支計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項－収支計算書作成の基礎並びに配布及び利用制限

注記1に記載されているとおり、収支計算書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームが第22事業年度の資金収支の状況を国税庁及び所轄庁に報告するために、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

本報告書は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム、国税庁及び所轄庁のみを利用者として想定しており、本報告書はこれらの者以外に配布及び利用されるべきものではない。

## その他の事項

法人は上記の収支計算書のほかに、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22事業年度について、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠した貸借対照表、正味財産増減計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）及び財産目録を作成しており、当監査法人は、当該財務諸表等及び財産目録に対して、2023年5月19日に別途、監査報告書を発行している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した収支計算書を含む開示書類に含まれる情報のうち、収支計算書及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 収支計算書に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、注記 1 に記載された会計の基準に準拠して収支計算書を作成することであり、また、収支計算書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない収支計算書を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

収支計算書を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき収支計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 収支計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての収支計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から収支計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、収支計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 収支計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として収支計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において収支計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する収支計算書の注記事項が適切でない場合は、収支計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 収支計算書の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた収支計算書の表示、構成及び内容、並びに収支計算書が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		(する)	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

## (注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。



認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ~ 月 日	設立年月日	年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

### 欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	チェック欄															
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>															
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%;">1</td> <td style="width:75%;">役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>  イ</td> <td>認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>  ロ</td> <td>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>  ハ</td> <td>特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</td> <td style="text-align: center;">有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>  ニ</td> <td>暴力団の構成員等の有無</td> <td style="text-align: center;">有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/></td> </tr> </table>			1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無																
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>															
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>															
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>															
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>															
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人		はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要																
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															
6 次のいずれかに該当する法人																	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>															